




監査報告書

学校法人滋慶学園
理事会 御中
評議員会 御中

常勤監事 工田雅幸 
監事 岸本政昭 
監事 西長平 

私たちは、私立学校法及び寄附行為の規定に基づき、学校法人滋慶学園の2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び内容並びに結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

- (1) 理事会及び評議員会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告書に記載されている理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして私立学校法施行規則第13条各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制体制)について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制(私立学校法施行規則第37条第3号に掲げる事項)を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告書及びその附属明細書、計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告書等の監査結果
 - ① 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制体制の整備についての理事会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制体制の整備・運用の状況について、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算関係書類及び財産目録等の監査結果
会計監査人であるいざなみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3 重要な後発事象

重要な後発事象として記載すべき事項はありません。

以上